

吹田市交流活動館条例

吹田市立解放会館条例(昭和 46 年吹田市条例第 21 号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、市民の生活文化及び福祉の向上並びに交流の促進をめざし、すべての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的として、交流活動館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流活動館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市交流活動館
- (2) 位置 吹田市岸部中1丁目 22 番2号

(事業)

第3条 吹田市交流活動館(以下「交流活動館」という。)は、人権、福祉、文化学習等に係る市民の多様な地域活動の場として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権に係る相談、啓発並びに調査及び研究に関すること。
- (2) 生活福祉の向上及び自立支援のための相談に関すること。
- (3) 市民交流の促進及び生涯学習に関すること。
- (4) 地域福祉の促進に関すること。
- (5) 関係行政機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 交流活動館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けたときに**別表**に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第9条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(審議会)

第10条 交流活動館の運営について審議するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市交流活動館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 社会福祉関係者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市内の公共的団体の代表者
 - (5) 市民
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市交流活動館条例(以下「新条例」という。)第9条及び別表の規定は、平成 14 年9月1日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の吹田市立解放会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 24 年3月 30 日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市交流活動館条例別表の規定は、平成 24 年7月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日条例第 40 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(同表ホールの項に係る部分を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市交流活動館条例(以下「新条例」という。)別表(ホールの項を除く。)の規定は、平成 28 年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表ホールの項の規定は、平成 28 年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

交流活動館使用料

| 施設の名称 | 金額 | | | |
|-------|------------|--------------|---------------|----------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時まで | 1時間増すごとに |
| 研修室 | 1,000 円 | 1,300 円 | 1,300 円 | 300 円 |
| 和室(1) | 700 円 | 900 円 | 900 円 | 200 円 |
| 和室(2) | 300 円 | 400 円 | 400 円 | 100 円 |
| ホール | 3,300 円 | 4,500 円 | 4,500 円 | 1,050 円 |

備考 使用者の住所(法人にあっては、その事務所の所在地)が本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。